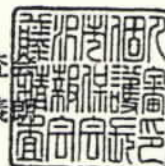


2002年9月5日

藤沢市農業委員会

会長 井上 正一郎 様

藤沢市個人情報保護審査会
会長 青柳 義



農地法第5条の規定による許可申請書のうち理由書及び
始末書に係る異議申立てについて（答申）

2001年（平成13年）12月26日付で諮問された「農地法第5条の規定による許可申請書のうち、理由書及び始末書」の一部承諾決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

本件異議申立てに対しては、実施機関から一部承諾決定を取り消す決定があり、全部開示され、異議申立人の救済が図られたので、さらに藤沢市個人情報保護審査会の諮問に付する必要はない。

しかし、藤沢市個人情報保護条例第20条第2項には、諮問を必要としない場合の明文の規定がないので、本市情報公開条例第18条と同様に、本件のような場合を含めて諮問を必要としない場合の明文の規定を設置することが望ましい。

2 本件諮問までの経過

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、2001年（平成13年）9月4日、藤沢市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に対し、藤沢市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定により、「農地法第5条の規定による許可申請書のうち、理由書及び始末書」の開示請求をした。
- (2) 農業委員会は、同日、右請求文書のうち、理由書は開示し、始末書のうち申立人以外の氏名・住所・印影部分は、条例第12条第2項第3号により非開示とする一部承諾決定をした。
- (3) 申立人は、同年9月25日、この一部承諾決定に対して、異議を申立てた。
- (4) 農業委員会は、同年10月18日、2)記載の一部承諾決定を取り消す決定をし、申立人に対して、同日付で条例施行規則第11条第2項の規定により、開示の日時を「2001年10月22日午後1時から午後5時まで」と記して、右決定通知書を配達証明郵便にて送付したが、受領拒否により返送された。
- (5) 申立人は、同年10月19日、別件として「農地法第5条の規定による許可申請書及び添付書類の全て（始末書はのぞく）」について開示請求をした。
- (6) この開示請求に対しては、承諾され、2001年10月24日全て開示され、農業委員会から申立人に対して写しが交付された。

3 諮問理由

2001年12月26日付諮問書によると、「実施機関としては、一部承諾決定を取り消すとともに、全部開示をし申立人の開示請求情報の全ての写しを交付したものであり、申立人にとって何ら不利益が生じていないが、個人情報保護条例には、審査会への諮問に関する詳細な規定がないため、今回、藤沢市個人情報保護審査会に諮問するもの。」とあり、2002年1月10日付経過理由説明書も同様である。

4 検討

- (1) 諮問に至る経過にあるように、申立人は、2001年9月25日付異議申立をした(条例第20条第1項、行服法第3条)。条例第20条第2項によると「実施機関は、前項の不服申立てがあったときは、遅滞なく藤沢市個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てについての決定をしなければならない。」とある。

本件で農業委員会は、同年10月18日、一部承諾決定処分を取り消す決定を出したが(行服法第47条第3項)、決定に先立ち藤沢市個人情報保護審査会に諮問しなかった。

そこで条例第20条第2項の解釈が問題となる。

- (2) そもそも個人情報保護審査会は、条例第20条第2項の不服申立てについて審査する機関で公正で市民から十分信頼されるよう、第三者的機関として設置されている。申立人の救済という意味で慎重を期する趣旨である。

本件は、実施機関が一部承諾決定処分を取り消す決定をしたため、申立人の救済が図られたので、個人情報保護審査会の諮問に付する必要がなかった。

条例第20条第2項は、形式的には、諮問を必要としない場合を掲げていないが、実質的解釈として、本件のように申立人の救済という見地から諮問を必要としない場合等には適用しないことが合理的である。

- (3) 本市情報公開条例第18条には、藤沢市情報公開審査会に対する諮問につき、条例第20条第2項と同様の規定があるが、諮問を必要としない場合として「(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき」「(2) 不服申立てに対する決定で、諾否決定(公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る情報の全部を公開することとするとき。ただし、当該諾否決定について反対意見書が提出されているときを除く。」を掲げる。

- (4) 将来的には、条例第20条第2項についても、明確な解釈運用の見地から、本市情報公開条例と同様、諮問を必要としない場合につき検討し、明文の規定を設けることが望ましいと思われる。

以上

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
2001. 12. 26	・ 諮問
2002. 1. 8	・ 審査会から農業委員会に経過理由説明書の提出要請
1. 10	・ 農業委員会から審査会に経過理由説明書の提出
1. 15	・ 審査会から異議申立て人に経過理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
4. 17	・ 異議申立て人から審査会に意見書の提出
4. 18	・ 審査会から農業委員会に意見書の写しを送付
4. 24	・ 審議
5. 21	・ 審議
6. 19	・ 審議
7. 24	・ 審議
8. 28	・ 審議
9. 5	・ 答申

第8期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2002年4月1日～2004年3月31日)

◎会長 ○会長職務代理者

氏名	役職名等
◎ 青柳義朗	公認会計士
大淵辰雄	医師
小澤弘子	藤沢市市民相談弁護士
篠崎百合子	弁護士
○ 森田侑男	東京学芸大学名誉教授

(50音順)